

東京都船舶の係留保管適正化計画

【改定版】

平成31年3月

東京都建設局・港湾局

目 次

1 東京都係留保管適正化計画の概要	1
(1) 適正化計画の位置付け及び目的	1
(2) 適正化計画の改定	1
(3) 適正化計画に定める事項	1
(4) 適正化の対象船舶	1
2 船舶の放置の防止に関する事項	2
(1) 適正化区域等の指定	2
① 適正化区域	2
② 重点適正化区域	3
(2) 所有者等による船舶の適正な保管の促進	4
① 船舶所有者への啓発及び情報提供	4
② 都民への広報活動	4
3 係留保管施設の整備に関する事項	4
(1) 係留保管場所確保の基本方針	4
① 公共水域の活用	4
② 船種及び区域別の係留保管場所	5
(2) 係留保管施設整備の基本方針	5
① プレジャーボート	6
② 営業用船舶	7
③ 工事用作業船	7
(3) 係留保管施設の整備時期	8
① プレジャーボート	8
② 営業用船舶	8
(4) 移動船舶一時保管施設の活用	8
4 その他船舶の係留保管の適正化の推進に関する重要事項	8
(1) 東京都船舶係留保管適正化連絡会	8
(2) 廃船処理の促進	8
5 状況変化への対応	8
【図1】係留保管施設整備位置図	9
【図2】適正化区域・重点適正化区域指定図	10

1 東京都係留保管適正化計画の概要

(1) 適正化計画の位置付け及び目的

都は、船舶の係留保管の秩序を確立し、都内の公共水域における都市景観の回復及び創出を図るとともに、都民の暮らしの安全性の保持、公共水域を利用した経済活動及び公共水域周辺の良好な生活環境を確保するため「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例」（平成14年条例第98号。以下「条例」という。）を制定した。

「東京都船舶の係留保管適正化計画」（以下「適正化計画」という。）は、条例第6条に基づき、船舶の放置防止に関する事項、係留保管施設の整備に関する事項等を定め、船舶の係留保管の適正化（以下「適正化」という。）を計画的に展開することを目的として、平成14年12月に策定したものである。

その後、河川区域においては平成21年度までに所要の係留保管施設の整備を完了するとしていた適正化計画を、平成22年5月に実態に即し河川工事と併せて整備を進めることと改定した。

(2) 適正化計画の改定

都は、従来の適正化計画（以下「旧適正化計画」という。）に基づき、放置船舶の所有者に対して指導及び警告をするとともに、放置船舶の暫定的な受入先として係留保管施設を整備する（図1「係留保管施設整備位置図」とおり）など受皿を確保することで規制を強化し適正化を図ってきた。

こうした取組の結果、都が管理する公共水域（「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」（平成11年条例第106号）で規定する特別区が管理する河川も含む。）での放置船舶数は平成14年5月の1,360隻から、平成30年5月時点での231隻まで減少した（表1のとおり）。

本改定では、係留保管施設の整備目途等について放置船舶の大幅な減少を踏まえ、見直しを図るとともに、今後も従来の取組を継承し、適正化を推進していく。

(3) 適正化計画に定める事項

適正化計画においては、条例第6条第2項に基づき「船舶の放置の防止に関する事項」、「係留保管施設の整備に関する事項」及び「その他船舶の係留保管の適正化の推進に関する重要事項」を定める。

(4) 適正化の対象船舶

本計画が対象とする船舶は、都が管理する水域（河川・港湾）に存する放置船舶とし、表1に表す。

表1 船種及び区域ごとの放置船舶数

年次	区域	プレジャーボート	営業用船舶 (屋形船・遊漁船等)	工事用作業船等	計
平成14年度	河川区域	620隻	300隻	130隻	1,050隻
	港湾区域	40隻	20隻	250隻	310隻
	計①	660隻	320隻	380隻	1,360隻
平成21年度	河川区域	338隻	295隻	127隻	760隻
	港湾区域	4隻	14隻	6隻	24隻
	計②	342隻	309隻	133隻	784隻
平成30年度	河川区域	61隻	116隻	35隻	212隻
	港湾区域	2隻	17隻	0隻	19隻
	計③	63隻	133隻	35隻	231隻
増減 (③-①)		△597隻	△187隻	△345隻	△1,129隻

(各年度5月時点)

2 船舶の放置の防止に関する事項

(1) 適正化区域等の指定

船舶所有者等に対して適正化に向けた取組を促すため、条例第7条第1項及び条例第8条第1項の指定要件を満たす水域を、指導及び警告を強化し適正化を図る適正化区域及び重点適正化区域に指定する。

区域の指定は、係留保管施設の整備とその利用状況を勘案しつつ、公共水域の管理者及び関係特別区と協議の上、早期の適正化を必要とする区域から順次行っていく。具体的な区域指定の手続については、指定要件に該当する区域を別途決定の上、告示する。

なお、平成30年5月時点で、港湾区域28箇所、河川区域12河川を適正化区域及び重点適正化区域に指定している。(図2「適正化区域・重点適正化区域指定図」のとおり)

① 適正化区域

条例で規定された指定要件に基づき、表2の各項のいずれかに該当する区域を適正化区域とする。

表2 適正化区域の指定要件等

指定要件（条例第7条1項）	区域指定の考え方
1 災害時における船舶による円滑な避難、輸送等を確保するため必要な区域。	1 防災船着場や震災時の水上輸送基地が設置されている周辺水域。
2 船舶の放置により、騒音、悪臭等が発生し、又は防火、防犯等の面での安全性が低下する等、周辺の地域の住民の良好な生活が阻害されている区域。	2 不法な係留保管場所の使用等により、周辺地域への環境悪化や住民生活の安全面で、現に支障を来している水域。
3 港湾における船舶を利用した経済活動を確保するために必要な区域。	3 公共ふ頭等前面水域及び小型船舶の交通路となる運河水域。

② 重点適正化区域

適正化区域の中で、重要性及び緊急性の面から、船舶の放置を特に排除すべき区域として、条例で規定された指定要件に基づき、表3の各項のいずれかに該当する区域を重点適正化区域とする。

表3 重点適正化区域の指定要件等

指定要件（条例第8条1項）	区域指定の考え方
1 災害時における船舶による避難又は応急措置の実施に必要な物資輸送の拠点又は経路として特に重要なと認められる区域。	1 防災船着場が設置されている河川では、船舶の相互航行に必要な幅員が確保できない区域。また、港湾においては、震災時の水上輸送基地周辺の水域。
2 船舶の放置に起因して、周辺の地域の住民に治安及び防犯の面での危険性が生じており、その是正が必要であると認められる区域。	2 学校等教育施設や住宅地に隣接する水域において、放置船舶に起因して、現に、治安及び防犯の面で危険性が生じている区域。
3 正当な権原なく設置された係留保管の用に供する施設に起因して、騒音、悪臭、水質の汚濁等が発生し、生活環境の著しい悪化が生じており、その是正が必要であると認められる区域。	3 放置船舶や正当な権原なく設置されたさん橋等の設置に起因して、周辺住民の生活環境に著しく支障を来している区域。

<p>4 船舶の燃料、廃油等の違法な貯蔵又は投棄に起因して、周辺の地域に火災発生の危険性が生じております、その是正が特に必要であると認められる区域。</p> <p>5 岸壁、さん橋等の前面、泊地その他船舶の航行又は利用が多い区域で、海上保安上特に重要であると認められる区域。</p>	<p>4 放置船舶に係る違法な燃料の貯蔵や廃油の投棄等が行われて、火災の危険性が存することが明らかな区域。</p> <p>5 公共ふ頭等の前面水域。</p>
---	--

(2) 所有者等による船舶の適正な保管の促進

① 船舶所有者への啓発及び情報提供

- ア 都は、プレジャーボートの製造・販売事業者及びマリーナ事業者等に対し、船舶所有者の自己責任による係留保管場所の確保についての啓発を行うとともに、既存マリーナ施設の空き状況等、情報提供の推進について協力を要請する。
- イ 都は、屋形船、遊漁船等（以下「営業用船舶」という。）及び工事用作業船等の事業用船舶について、関係事業者団体に対し、適正な管理と係留保管場所の確保について協力を要請する。
- ウ 上記のほか、船舶の登録及び検査等を行う機関に対し、ポスター及びリーフレットの掲示・配布等による適正化に関する広報、啓発活動への協力を要請する。
- エ 都は、適正化に向けた施策の推進への協力関係を確保するため、関係事業者等と適宜機会を設け、意見、情報交換その他必要な調整等を行うこととする。

② 都民への広報活動

都は、適正化に向けた施策について、都民の理解と協力を求めるため、ポスター、リーフレット、広報紙及びホームページ等の活用による広報活動の充実に努める。

3 係留保管施設の整備に関する事項

(1) 係留保管場所確保の基本方針

① 公共水域の活用

係留保管場所は、河川・港湾等の公共水域で、洪水や波浪等の影響が小さい静穏水域を活用していく。

なお、住宅地近接箇所では、当該場所周辺の住民に配慮する。

② 船種及び区域別の係留保管場所

公共水域の管理者の協力の下、係留保管場所として表4に示す水域等を確保することに努める。

表4 船種及び区域別の係留保管場所

	河川区域	港湾区域
プレジャーボート	地理的条件等を踏まえた上で、工事の施行予定に配慮し、エリア毎に係留保管水域を確保する。	原則として、港内既存マリーナを活用する。
営業用船舶	業務の実態等及び周辺環境に対する影響を考慮して、係留水域を確保する。	業務形態や地理的条件、周辺環境に対する影響を考慮し、可能な限り集約化できる近傍水域を検討する。
工事用作業船	原則、河川区域に係留水域は確保しない。	既に整備されている工事用船舶係留保管水域とする。

(2) 係留保管施設整備の基本方針

都内の放置船舶を船種で分類すると、①プレジャーボート、②営業用船舶、③工事用作業船舶の3種類に分けることができる。都是、放置船舶の暫定的な受入先として係留保管施設を整備し、規制を強化することで放置船舶対策を推進しているが、船種により、放置船舶数、船舶の利用目的及び利用時間等が異なるため、それぞれの船種ごとに係留保管施設の整備箇所及び整備規模等を定める必要がある。

① プレジャーボート

ア 係留保管施設整備規模

河川区域内においては、これまで適正化を実施してきたところによると、都が整備した係留保管施設に移動する放置船舶は約5割であり、残りはマリーナを含む既存の係留保管施設への移動または自主廃船等となっていた。そのため旧適正化計画では、既施設の収容余力と合せて放置船舶の約半数が収容できる数を係留保管施設整備規模としていた。

しかし既施設の収容余力が変化していることや、エリア毎に適正化の進捗が異なってきている現状を考慮すると、その方針を見直す必要がある。

そこで表5のとおり、適正化を進めている中央部エリアでは引き続き、旧適正化計画の方針を用いるが、適正化が完了している南部エリアでは工事の進捗に伴い一時的に移動している船舶を移動対象船舶とし、その同数を整備規模とする。また、適正化を進めているが既施設の収容余力が十分である東部エリアでは新たな整備は行わないこととする。整備については河川の護岸工事等に併せて行う。

港湾区域においては、原則として港内既存マリーナを活用するため、今後、新たな整備は行わない。

なお、自動的に廃船する理由としては、プレジャーボートは利用頻度が比較的低いため、指導等の規制強化を機会に施設使用料を負担するよりも船舶を手放してしまうことが一因であると想定される。

イ エリア毎の係留保管施設整備数

放置船舶のある全河川に係留保管施設を整備するのではなく、周辺の環境及び近隣住民の生活環境の保全に配慮し、施設整備が可能な水域を係留保管施設整備個所として選定し、エリアごとに順次整備する。

表5 河川区域におけるプレジャーボートの係留保管施設の整備目途

エリア名	考え方	放置船舶 及び 移動対象 船舶数	整備数 ^{*1}	都が整備した 係留保管施設 の収容余力
中央部	既存マリーナの利用を基本とするが、放置船舶数を考慮すると係留保管施設は不足しており、必要な係留保管施設を整備する。	27隻	8隻程度	5隻
南部	移動対象船舶数を考慮すると係留保管施設は不足しており、必要な係留保管施設を整備する。	19隻	19隻程度	-----
東部	新たな施設整備は行わず、既存の係留保管施設を利用する。	34隻	0隻	30隻
計		80隻	27隻程度	35隻

(平成30年5月時点)

※1 整備数は、放置船舶数、移動対象船舶数、施設設計及び水域の利用状況等により変動することがある。

② 営業用船舶

営業用船舶は、地域の経済、社会及び文化と密接な関わりを持つものであることから、これらの船舶の適正化に当たっては、生業の維持に配慮する必要がある。

このため、営業用船舶の係留保管施設は、営業実態・営業船舶の状況を考慮し整備を行う。

河川区域が活用可能な場合で、護岸工事等と調整が可能な場合は、護岸工事等に併せた整備、貯木場空水面等近傍水域を活用するなど、手法も含めた検討を行った上で整備する。

③ 工事用作業船

工事用作業船の係留保管施設は、事業者団体が既に使用している工事用作業船係留保管水域とする。

(3) 係留保管施設の整備時期

① プレジャーボート

平成32年度までの整備予定とする。

② 営業用船舶

各河川における営業用船舶の状況等を考慮するとともに、護岸工事等のスケジュール等と調整を図った上で、整備時期を決定する。

また、貯木場空水面等近傍水域についても、活用に向けた調整を図った上で、整備時期を決定する。

(4) 移動船舶一時保管施設の活用

河川区域及び港湾区域の双方からの移動が可能な一時保管場所として、貯木場空水面等近傍水域に整備した25隻分の係留保管施設を引き続き活用する。

4 その他船舶の係留保管の適正化の推進に関する重要事項

(1) 東京都船舶係留保管適正化連絡会

都は、隣接水域の放置船舶対策との整合性の確保や、地域の実情を踏まえた効果的な施策を展開するため、東京都船舶係留保管適正化連絡会を開催し、次の事項について、国、隣接する地方公共団体、関係特別区などの関係する団体等との連携を図る。

- ・適正化計画の推進に関すること
- ・国や他県市の管理水域との隣接部を区域指定するに当たって（変更等を含む。）の意見調整
- ・条例に基づく移動措置の実施に当たっての連絡調整
- ・啓発、広報活動の調整

(2) 廃船処理の促進

放置船舶には船舶検査済票の提示がない船舶や長期間利用されていない船舶が含まれている。このため、都は、東京都廃船処理協議会等を活用して、廃船方法等の情報提供を行い、不要船舶の処理を促し、船舶放置の防止に努める。

また、事業者団体に、所属事業者の船舶の整理と集中的な廃船処理を促進するよう要請する。

5 状況変化への対応

適正化を効果的に推進するため、放置船舶の状況、水域管理者による護岸整備計画の策定、係留施設の利用環境、船舶に関する法令の改廃など、本計画を取巻く状況が変化した場合には、本計画や本計画に関する施策を必要に応じて見直すものとする。

図 1 係留保管施設整備位置図



図2 適正化区域・重点適正化区域指定図

